

令和8年度ChaOIプロジェクト推進事業費補助金公募要領

令和8年3月31日
静岡県お茶振興課

1 目的

リーフ茶の需要の減少や担い手の減少と高齢化、傾斜地等での耕作放棄地の増加など本県茶業が困難な状況に直面している中で、茶の生産者、流通販売業者、観光業者、食品企業等様々な業種により構成されるCha Open Innovationフォーラム（以下「ChaOIフォーラム」という。）会員が、複数の主体による協働のもと、静岡茶の新たな価値の創造と需要の創出に資する取組を促進する経費の助成等の支援を実施することにより、本県の茶業の再生及び発展を推進することを目的とします。

2 補助の対象

(1) 新商品開発支援事業

静岡茶の新商品を研究・開発するための事業

(2) 販路開拓支援事業

静岡茶の新たな販路を開拓するための事業

(3) 複合作物のスタートアップ支援事業

県内の茶業者が茶以外の作物を導入することで茶業経営の安定を図るための事業

3 事業実施主体

ChaOIフォーラム会員2人以上によるコンソーシアム等

4 補助率

区 分		補助率	補助額の上限
2の(1)の事業	うち、商品開発	1/2以内	500万円
	うち、試験研究	2/3以内	1,000万円
2の(2)の事業		1/2以内	300万円
2の(3)の事業		1/2以内	150万円

※上記いずれの事業においても、国庫事業での実施が可能である場合は国庫事業で実施。

5 事業実施期間

交付決定日から令和9年2月末（2の(3)の事業においては3月20日）まで

6 応募の流れ

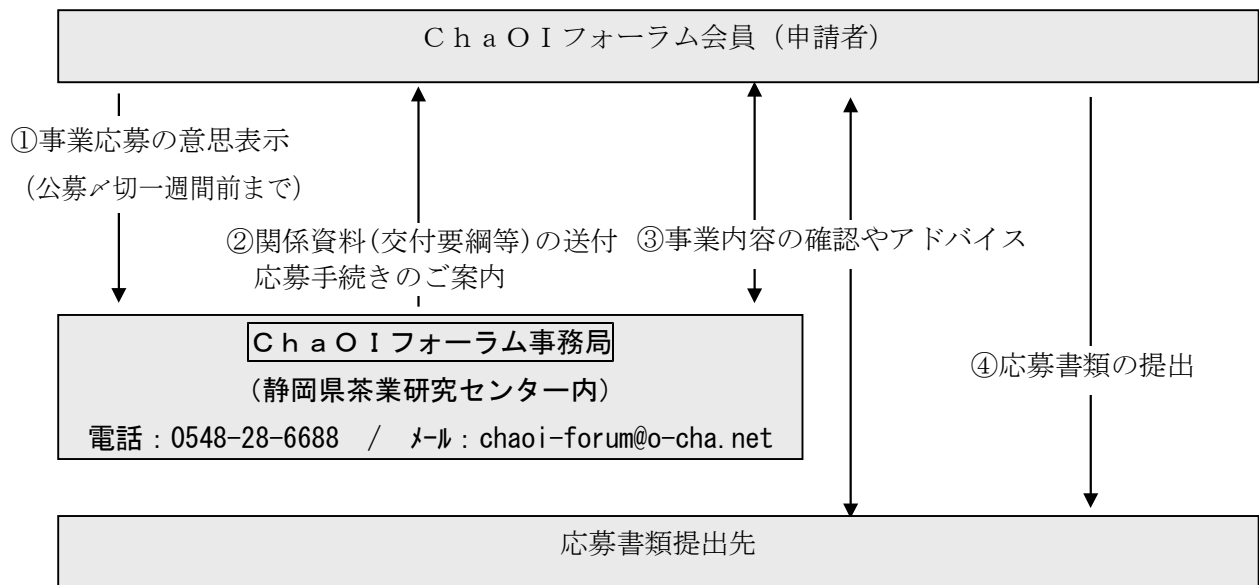
①本事業への応募を検討している方は、公募〆切一週間前までに下記ChaOIフォーラム事務局まで御連絡願います。

※本補助事業はChaOIフォーラム会員を対象としたものであるため、応募するためにはChaOIフォーラムの会員である必要があります。

②ChaOIフォーラム事務局から、補助金交付要綱や実施要領、事業の応募に必要な書類を送付するとともに、応募書類の提出先や提出までの流れ等について説明させていただきます。

③事業計画の策定に当たっては、ChaOIフォーラム事務局コーディネーターや応募書類提出先機関の担当者等が事業内容に関する確認やアドバイスを行います。

④応募書類の提出に当たっては、③の過程を経る必要があります。



7 応募書類の提出先

区 分	提出先	
2の(1)の事業	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県経済産業部農業局お茶振興課	電話：054-221-2674
2の(2)の事業		
2の(3)の事業	各農林事務所	

農林事務所	提出先	
東部農林事務所 企画経営課	〒410-0055 沼津市高島本町1-3	電話：055-920-2160
富士農林事務所 企画経営課	〒416-0906 富士市本市場441-1	電話：0545-65-2197
中部農林事務所 企画経営課	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20	電話：054-286-9262
志太榛原農林事務所 企画経営課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	電話：054-644-9225
中遠農林事務所 企画経営課	〒438-8558 磐田市見付3599-4	電話：0538-37-2285
西部農林事務所 企画経営課	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1	電話：053-458-7209

8 公募期間等

(1) 公募期間

区 分	公募期間			備考
	開始	中間締切(※)	締切	
2の(1)の事業	令和8年 4月1日(水)	令和8年 4月8日(水) 17:00 必着	令和8年 5月8日(金) 17:00 必着	中間締切に申請できる事業は、季節性が重要視され早期の事業着手が必要な内容に限る。
2の(2)の事業				
2の(3)の事業				

※季節性が重要視される内容とは、一番茶の生葉を使用した新商品開発や、一番茶時期の茶園景観を活用したツーリズムによる販路開拓、5月上旬に定植等が必要となる複合作物の導入の取組等のことをいう。

(2) 申請に当たっての注意点

公募締切後の書類の差し替えや追加は認めません。このため、提出された書類に著しい不備や記載不足等があった場合は申請を受け付けない場合があります。

9 交付対象事業の選定

- (1) 提出された事業計画書については、実施要領第5の(1)のイ及びウの規定に基づき、審査会において交付対象事業の選定を行います。
- (2) 審査会では申請者によるプレゼンテーションを実施する予定です。ただし、応募状況によっては、事前に書類審査を行うため、プレゼンテーションを実施できない場合があります。また、申請内容により採択されない場合もありますので、予め御承知の上、申請してください。
- (3) 審査会では、下記を加点項目として審査を行います。
 - ① コンソーシアムにスタートアップ^{※1}が参画していること(2(1)～(3)の事業のみ)
 - ② 静岡茶ブランディング^{※2}の方向性に合致し、静岡茶の価値向上及び市場拡大に資するモデル的な取組であるか(2(1)(2)の事業のみ)
 - ③ コンソーシアム代表者がパートナーシップ構築宣言企業であるか

※1 スタートアップとは、以下の要件を全て満たす企業を指す。

- ① 法人を設立してから概ね10年以内の中小企業
- ② 新しい技術やアイデアをもとに、新たな価値の創造や地域課題の解決に主体的に取り組む企業
- ③ 申請時点で未上場であること

※2 静岡茶ブランディングは、静岡茶の本来価値を再定義し、日本発のグローバルブランドとして世界に通用するブランド構築を目的とした取組である。

詳細は、以下静岡県公式ホームページURLより確認。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/nogyo/1040633/1068068/index.html>

<審査会等のスケジュールについて>

区 分	審査会開催日	場 所	審査結果の通知
(1)(2)(3)の事業のうち 中間締切分	令和8年4月中下旬 を予定	別途御連絡	4月下旬頃 を予定
(1)(2)(3)の事業のうち 通常締切分	令和8年5月下旬 を予定	別途御連絡	6月中旬頃 を予定

※ 上記スケジュールは予定であり、応募状況等により前後する可能性があります。

10 情報の公開等

本事業への応募にあたっては、次の事項について承諾いただくものとします。

- (1) 採択時や事業終了時に、採択されたコンソーシアム名称のほか、代表機関及び構成員の名称、事業計画の概要、事業の実績（成果物の画像等を含む）等について、県及びC h a O Iフォーラムのホームページで公表すること。
- (2) 事業内容や成果について、県及びC h a O Iフォーラム事務局等が主催する催事への出展や発行物への記事掲載等に協力を要請する可能性があること。

11 注意事項

- (1) 本事業への応募にあたっては、C h a O Iプロジェクト推進事業費補助金交付要綱及び同実施要領並びに本公募要領を熟読願います。
- (2) 補助事業の経費として計上できる費用は、交付要綱及び実施要領に定められたものであり、かつ、補助事業の実施期間内に履行・支出されたものに限られます。このため、事業の履行確認できる資料や領収書等の支払いを証する書類が無ければ補助対象経費として認められません。（支払いが確認できない経費は補助金交付できません。）

12 問合せ先

- (1) 総合窓口
C h a O Iフォーラム事務局
電話：0548-28-6688
Eメール：chaoi-forum@o-cha.net
- (2) 事業制度等に関するお問い合わせ
静岡県経済産業部農業局お茶振興課お茶振興班
電話：054-221-2684
Eメール：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp